

政治思想学会会報

JCSPT Newsletter

第19号
2004年12月

目次

提言

学会発表での持ち時間遵守に関する提言

関口正司 1

書評

保守革命思想の発掘

——小野清美『保守革命とナチズム—E.J.ユングの
思想とワイマル末期の政治』(名古屋大学出版会、2004年) を読む

谷 喬夫 3

現代フランスにおける政治哲学

——宇野重規『政治哲学へ』(東京大学出版会、2004年) を読む

大中一彌 8

第3回日韓共同学術会議に参加して

米原 謙 13

理事会議事録 16

2005年度政治思想学会研究会プログラム (予定) 18

学会発表での持ち時間遵守に関する提言

関 口 正 司（九州大学）

提言の趣旨は、「学会発表において各発表者に割り当てられている発表時間を守ろう、守らせよう」ということである。これはすでに、ある程度は慣行となりつつあるように思われる。私が大いに期待しているのは、政治思想学会がこれを、学会「文化」として自覚的に定着させていくことである。

発表が予定の時間を大幅に超えてハラハラさせられることは、学会開催校の仕事を引き受けられた方々には少なからず御経験のあるところだと思う。1人あたり30分の持ち時間で3人が発表するセッションの場合、仮に各発表が10分超過すれば、超過時間は合わせて発表1つ分の30分となり、全体のスケジュール進行に影響が及ぶことになる。

午前中のセッションであれば、昼食時間や昼休みに開かれる理事会の時間の確保、午後のセッションの開催時刻などへの影響が心配となる。午後のセッションであれば、大学側に事前に申し込んでいた会場使用時間の超過、懇親会への影響、帰りの列車や飛行機の出発時刻が迫っている参加者の方々の都合などが気掛かりになる。

セッションの終了時刻を大きくずらせないとということになると、結局、発表後の質疑応答の時間を短縮せざるを得なくなり、都合をやりくりして全国各地から集まってきたフロアの会員のフラストレーションがつのることになる。また、二つの会場に分かれて同時並行的に発表が行われる場合には、二つの会場を行き来して聞きたい発表を聞く、ということも難しくなる。

もちろん、発表時間の厳守を強調するあまりに会場の雰囲気が堅苦しく窮屈になるのは望ましくない、という見方もありえるだろう。また、若手研究者に発表の機会を積極的に提供しようとしてきた政治思想学会の方針から考えて、とくに若手研究者については、持ち時間にあまり拘泥せずに時間を存分に与えるべきだ、という見方もあるだろう。

私としても、わずか数分の超過に目くじらを立てて、ベルを鳴らせとか、打ち切りを強制せよ、とまで主張するつもりはない。とはいっても、30分の持ち時間なのに、配布されたレジュメの序論部分の説明だけで15分近く過ぎてしまう場合や、発表が40分や45分に延びてしまう場合は、やはり、そもそもその発表構想に難点があるので、と思わざるをえないである。

たとえば、すでに印刷されている論文をもとにしていて本来は1時間かかる発表内容である場合、準備なしに発表の場でのアドリブで半分に切りつめることは、ベテランでも難しい。こうした見地から、発表の機会を持つことになる方々に私が提案したいのは、発表準備の段階で持ち時間内で終わるのかどうかを十分に検討し、伝えたいメッセージを事前に厳選することである。具体的には次のような方策がありえるのではないか。

- 1) 時計を見ながら自分一人で予行演習してみる、あるいは、仲間内での研究会で予行演習をしてみるのも一案であろう。なお、パワーポイントを用いた発表は、政治思想学会の場合はほとんどないが、経験的に言って時間管理が難しく、とくに練習が必要である。（ちなみに、あくまでも私見であるが、数値的あるいは視覚的なデータをたたみかけることが勝負所となるような種類の発表とは異なり、本学会の大半の発表のように論理展開やテクストの読みが決め手となる場合には、パワーポイントを利用する価値はあまり高くないようにも思われる。）
- 2) 発表経験がない、あるいは少ない場合には、持ち時間で収まるよう事前に分量を抑えておいた発表用原稿を読み上げる発表でよいと思う。その場合、原稿にない細目的な事柄に思いつきで言及すること

は避けた方がよい。予想外に時間を費やすことが多い、また、今までして付け加えても、聞き手には伝わりにくいことがしばしばある。

3) テクスト上の根拠を十全に示したい、大胆な主張を微妙な形で限定したい等々、当然のことながら発表者に様々な想いがあることはたしかである。しかし、時間の制約でその想いが十分に果たせない場合には、配布資料で工夫するという代替策を考えてみてはどうか。たとえ、どれほど長い発表時間が与えられたにせよ、伝えたい諸々のメッセージの間で優先順位を付けることは避けられないである。

他にも色々な工夫がありうるだろうが、肝心な点を繰り返せば、時間の制約を念頭に置いて事前の準備を徹底しておく、ということである。セッションの企画や司会を担当される方々も、発表者に対して、そうした準備を積極的に促していただければ、幸いである。

学会発表は、学会誌への投稿とは異なった意義も有しているのではないか。その妙味は、発表された内容それ自体によってばかりでなく、様々な見地からの質問やコメントとそれへの対応という対面的なやりとりによって、相互にさらなる向上が図れることにあると思うのである。

保守革命思想の発掘

—小野清美『保守革命とナチズム—E. J. ユングの思想とワイマル末期の政治』

(名古屋大学出版会、2004年) を読む

谷 喬夫 (新潟大学)

I

E. J. ユング (1894–1934) はもちろん、保守革命についても、ヨーロッパ政治思想史上でよく知られているわけではない。そこで本書の内容を紹介する前に、ユングと保守革命について簡単に紹介させていただきたい。これは評者が本書を読む以前の前提了解でもある。

ユングは、ヴァイマル共和国期ドイツの思想史上で、A. モーラーが (『ドイツにおける保守革命 1918–1932』) 保守革命思想における「青年保守派」と名づけた思想潮流の代表的論客である。主著は『劣等者の支配』(1927年初版、30年第2版)。またドイツ保守主義の歴史において、ユングは1934年6月事件 (レームラ突撃隊肅清) 直前に行われた副宰相バーベンによるナチ批判 (マールブルク演説) の草稿執筆者として知られている。こうした活動の結果、ユングは、同事件に紛れて行われた反ナチグループ一掃作戦のなかで、親衛隊／秘密国家警察によって殺害された。

保守革命とは本来形容矛盾であるが、保守すべき価値をもはや現実に見出せなくなったナショナルな信念が、保守的価値を自ら創造するために革命化したものである。その背景には総力戦として展開された第一次世界大戦がある。帝政に依拠し権威を喪失した旧保守主義 (土地貴族、産業界、将軍たち) に対して、前線の塹壕から帰還し「市民の家に野営する」(モーラー) 若い世代が、保守革命イメージの中軸にある。

青年保守派は、思想的には旧保守主義に最も近く、ジャーナリストや学者などによる緩やかなネットワークであった。だがヴァイマル体制崩壊の直前に、彼らはバーベン、シュライヒャーの大統領内閣 (1932年6月–33年1月) と連携して、政治への影響力を行使しうるチャンスを手にするに至った。そのコンセプトを一言でいえば、ナチ

ズムとコミュニズムの挾撃に抗して、大統領権力に依拠した新しく力強い保守政治体制を創造することであった。

青年保守派や両大統領内閣への評価は、1960年代ころまでは、主観的意図が何であれ、結局ナチズムへの地ならしに過ぎなかったというものであった。こうしたネガティブな評価に対して、1980年代頃から、デモクラシーの現状への批判や近代合理主義への懷疑が高まるなかで、保守革命思想に対する評価は多様化し始める。保守革命思想は、政治的にはナチズムに対抗するオリジナルな試みであったし、思想的には近代批判として何らかの可能性を秘めたものではないかという評価が開始され始めた (著者による保守革命やユング研究史の概括は本書の「序論」に詳しい)。

付言すれば、保守革命思想と大統領内閣の再評価は、欧米ではC. シュミット研究において、内容は様々だが、いち早く主張されていたところである。日本で保守革命が研究対象とされたのは、1970年代に始められた山下威士氏のシュミット研究を嚆矢とし、1980年代には蔭山宏氏の「タート」派研究がこれに続く。両氏の研究『カール・シュミット研究』、『ワイマル文化とファシズム』はともに1986年に上梓された。また八田恭昌『ヴァイマルの反逆者たち』(1981) も保守革命思想家を扱っている。本書は、これらに次ぐ書物ということになる。

II

小野清美氏の『保守革命とナチズム』は、こうした研究状況のなかで、思想的にも実践的にも青年保守派を担ったE. J. ユングの思想と行動を、日本で始めて詳細に検討した労作である。また本書では、保守革命思想やその周辺に属する多くの思想家 (ツィーグラー、シュパン、メーラー・フ

アン・デン・ブルック、シュミット、ショッテら)、政治家やジャーナリストなどが登場するから、読者はユングの思想のみならず当時の思想、人脈、政治の地勢図についても広く貴重な情報を得ることができる。

本書は本文367頁、索引・注58頁に上る浩瀚な作品である。また本書の論点は多岐に渡っているため、以下の内容紹介は評者の関心によって狭められていることをお断りしておかねばならない。以下目次を揚げて本書の輪郭を読者に示したい。各章はそれぞれ幾つかの節に分かれるが、紙数の都合上割愛させていただく。

序論

第Ⅰ部 ユングの思想と政治構想

- 第一章 穏健フェルッキッシュ・ナショナリズム
- 第二章 「民族体」の健康と社会問題の解決
- 第三章 国家の再建
- 第四章 ライヒ再建 —中欧・ヨーロッパ新秩序
- 第五章 新しい中世 —ユングにおける「保守革命」

第Ⅱ部 政治過程におけるユング

- 第一章 民族保守運動とブリューニング大統領内閣期のユング
- 第二章 パーペン内閣と保守革命
- 第三章 大統領政府体制の挫折
- 第四章 ヒトラーの権力掌握とユング

第Ⅰ部の課題は、ヴァイマル期ユングの活動と政治思想の全体像を明らかにすることである。第一章、第二章では、ユングの立場が「穏健フェルッキッシュ・ナショナリズム」と定義できること、また彼が、ヴァイマル社会国家を「劣等者の支配」として批判する姿が描かれている。最も興味深いのは、第三章、四章の国家およびヨーロッパ国際秩序構想である。

ユングは、ヴァイマル議会政治が政党を通じた大衆と金権の支配であるとし、大衆(劣等者)の政治的無能力が露呈したものと批判する。こう

した大衆社会批判は當時珍しいものではなかったが、ユングが大衆の支配に対して対置したのは、プラトン的な最善者、つまり生まれではなく能力、資質によって選抜される「新しい貴族」エリートの支配である。といってもユングの場合、当時の民族右翼に共通することだが、エリート論の基礎付けに、優生学的、人種主義的ニュアンスも認められる。またユングは、契約論的な近代国家が、民族精神の母体であった多種多様な社会的中間団体を解体することによって、社会の自然的、有機的編成を破壊し、国民の砂状化と中央集権的な支配を生み出したことを批判する。そして彼は、新貴族によって指導される国家の構想を、O. シュパンの影響を受けながら、普遍主義的な団体国家として、表面的には中世の身分制的色彩で描くのである。

ユングの団体国家の政治構造は、縦軸からみると、底辺の地域から順次国家レベルへと上昇する政治機関と、経済、技術、教育の三大会議所からなる経済機関からなるピラミッド型の構成である。最高権力を有する政府は、少数の両制度のトップから構成されその議長が宰相と称される。また諸機関やエリート間の紛争を解決するために、最高裁判官として「ライヒ代理職」が置かれ国家の統一性が保障される。こうしてみると、身分制的粉飾にもかかわらず、ユングの国家は中世復古的どころか、能力によって選ばれるリーダーや専門スタッフを重視した、きわめてテクノクラート支配(プラトン)型である。

しかしながら、この政治構想の横軸には、近代国家が否定した地域や職業の中間団体(諸身分)に経済、社会、文化の広範な自治権(ゲノッセンシャフトの原理)を認め、こうした団体の「連邦主義」を承認することが前提されている。従来の国家機能の多くが、中間団体の自治と相互協調(連合主義)に委ねられるのである。これは脱集権化的思考であって、権力国家に固執した他の保守革命論とユングの違いを際立たせる点である。同時にユングの構想には、国家を社会福祉的負荷と有害な政党抗争から解放することによって、その本来の政治的な役割(課税、立法、外交、国防など)

を強化し、それをエリートの手に委ねようという意図が含まれている。こうした点からいえば、ユングの発想は、著者も指摘しているように、その本質において国家と社会を分離する19世紀自由主義的思考を根底に持ち、今日の新自由主義（新保守主義）的な国家像を先取りしているともいえよう。

第四章で描かれるユングの国際秩序構想にも、「ライヒ（帝国）」という神聖ローマ帝国に遡るドイツ的概念の下に、驚くべきことに、部分的には現代のヨーロッパ統合を思わせるプランが含まれている。ユングはウィルソン的な民族自決原理やヴェルサイユ条約を、「ヨーロッパのバルカン化」に通じるものとして批判する。なぜなら、国民（民族）国家の原理は西欧ではともかく、多数の小民族がモザイク状態に入り組んでいる東欧では、必然的に民族間紛争を激化させるからである。また実際ヴェルサイユ条約の下で、多数のドイツ人が新設の中、東欧諸国家に取り残され、少数民族としての苦悩を味わうことになったからでもある。

民族自決に代わるユングのライヒは、メーラー・ファン・デン・ブルックのような神秘的ユートピアでもなければ、権力国家としてのビスマルク帝国の再興でも、さらにナチズムのような暴力的支配秩序でもない。ユングのライヒは、「超国家的で連邦主義的ないし多元的な中欧民族秩序」であり、各民族の自治権を前提とした広域秩序である。とはいえて中欧秩序は各民族の完全な平等に基づくわけではない。各民族は形而上学的には平等であるが、現実には歴史的、地政学的、業績能力的格差があり、神はドイツ民族にライヒの中核民族としての使命を与えていた。担い手なしに広域秩序が形成・維持できるものではないし、確かにその指導は帝国主義的なものではない。しかしこの点でユングは、諸民族の平等をいいながらも、新しい貴族の人種論的基礎付けと同様、ドイツ民族を優等者とする人種主義の痕跡を残している。いずれにせよ、ライヒは実際に機能しない抽象的平等に基づくものではなく、「自然的な階層秩序」をなすのである。そしてユングは、こうしたライ

ヒ秩序が諸民族の境界線の不明確な東欧から出發し、やがては国民国家を有する中・西欧にも拡大していくという展望を描いたのである。この構想は著者によれば、「国民国家原理の適応が困難な中欧地域で諸民族共生のための新しい形態を見出そうとするもの」であり、今日の「東欧の民族紛争に鑑みても、今日的な問題提起を」含んでおり、「現代ヨーロッパ統合につうじる考え方」であるとされる。

さらにユングは、第五章で分析されるように、神聖ローマ帝国がそうであったように、ライヒが単なる政治秩序であるだけでは不完全であり、「キリスト教共同体」という、倫理的、宗教的秩序としてのみ可能であると考えた。なぜなら当時の多くの文化ペシミストと同様ユングも、西欧の近代化は物質的富の増大と引き換えに、生の意味と価値を喪失させ、「西欧の没落」が始まっていると考えたからである。こうした近代の病理を治癒するには、世俗的道徳を超えた宗教倫理の再活性化が不可欠であり、広域秩序であるライヒは、ヨーロッパの「再キリスト教化」、「新しい中世」の創出という構想と不可分なのである。付言していと、モーラーはユングのキリスト教を、主観的にはともかく、自己目的ではなく（政治的）道具であると評価しているが、著者はユングのキリスト教に道具としての役割以上の「真摯な宗教性」を認めている。

III

第Ⅱ部の課題は、保守革命派が支持した大統領内閣の歴史的評価、ユングとバーベン内閣の係わり、またヒトラー政権樹立後のユングの思想と行動を描くことである。ここではユングの思想と行動に絞って論旨をみておきたい。

大恐慌の混乱下、ブリューニングが実施した1930年9月の総選挙で、ナチ党が12議席から107議席へ躍進して社民党に次ぐ第二党になった。ここから1933年1月30日に至るまで、共和国の政治はナチを台風の眼として進展する。この時期からヒトラー政権誕生後に至るまで、ユングのナチに対する評価はほぼ一貫している。それはすなわち、

ナチ運動は一方で大衆の野望とルサンチマンを動員した野蛮な団体主義であり、劣等者支配である大衆民主主義の刻印を帯びている。しかし他方ナチ運動のエネルギーは、正しい精神的指導を受けるならば保守革命に大衆的基盤を提供してくれるかもしれない、というものである（第一章）。こうしたナチ評価の両価性は、ユングのみならず、パーベン、シュライヒャー内閣の中心人物たちの多くに共通しており、いわゆる「ナチ馴致」構想の基礎となった。

第二章はパーベン内閣期を扱う。1932年7月選挙でナチ党が第一党（230議席）に就き、また共産党も躍進（89議席）すると、左右過激派が過半数を制し議会は完全に機能麻痺するに至った。当時のパーベン内閣のブレーンは保守主義者が結集していた「紳士クラブ」であり、ここには青年保守派も数多く参加していた。ユングはパーベンとこの頃から協力関係を持つようになり、彼の多くの講演草稿を執筆することになった。これまで在野の理論家、活動家であったユングに、初めて政権に直接影響を及ぼすチャンスが訪れたことになる。しかし、パーベンがナチ馴致政策の挫折後、国家非常事態計画によって目指そうとした「新國家」構想は、他のブレーンの影響によるものであり、ユングがこれに影響を行使した形跡はない。「新國家」の国家構造はユングの団体国家とは本質的に異なるし、そのライヒ概念も独仏中軸の西側思考であり、ユングの中欧志向とは相容れないものであった。ユングはパーベン構想に本質的には対立するが、過渡的、実践的観点からこれを支持したと考えられる。

パーベンとシュライヒャーの対立を機に、パーベンが辞職しシュライヒャー内閣が成立する（32年12月）。ここから33年1月のヒトラー政権誕生まで、ユングはルール地方で活動を続けた（ユングを経済的に援助したのはこの地方の工業家であった）が、徐々に影響力を喪失し失意と希望の間を彷徨っていた（第三章）。

第四章では、ナチ政権樹立後、保守革命派がパーベンの副宰相府を拠点に「ナチ馴致路線」を継続しようとし、やがて挫折していく姿が描かれる。

ユングもその路線に同調し、パーベンの幾つかの講演草稿を執筆し、ナチ革命が眞の「精神的保守革命」に至る通過点、「大きな民族運動をつうじた迂回路」であるとして、「ドイツ革命の第二局面」を模索し始める。しかし権力を掌握したナチは、3月選挙の勝利によって独裁支配を可能とする「授権法」を成立させ、暴力支配によって、社会主義勢力のみならず、すべてのブルジョア、保守政党をも解散に追い込んでいった。ここに保守（革命）派の「ナチ馴致」構想は完全に破綻するのである。

こうしたナチ革命の奔流に対して、ユングは『ドイツ革命の意味解釈』などを執筆していく過程で、これまでのナチズム評価を徐々に改め、33年秋には、ナチを「無神論の革命」、「反キリスト」、「生物学的」社会主義」としてこれと対決する姿勢を鮮明にする。ナチの野蛮な暴力支配に対して、ユングは内政では宗教的再生に基づく「徳治」を要請し、対外的にはドイツの指導性という従来の立場を撤回し、諸民族の平等に基づくキリスト教文化としてのライヒを主張していくのである。同時にユングは、キリスト教的ヨーロッパの近代的遺産（「世界観的な寛容」、「個人の人格的自由」、「人間性」）を自覚的に擁護するようになった。

こうした思想転換の結果、保守派が総崩れとなるなかでも、活動家としてのユングは副宰相府の少数の反ナチ派と連携しながら、ヒトラー打倒を計画し始める。折しも1934年春、ナチ突撃隊と国防軍の対立が不穏な情勢を迎え、政権が最大の危機を迎えるなかで、ユングはパーベンの演説を通じて、反ナチ闘争の狼煙を揚げようと決意する。それがユングの起草によるパーベンのマールブルク演説である（6月17日）。この演説で、ユング（パーベン）は、一定のカムフラージュを施しつつ、ナチの宗教的唯物主義や個人崇拜、残虐な暴力崇拜に対してキリスト教文明とその遺産を守ろうとする立場から批判した。その要点は、ナチ党的支配は確かに大衆を覺醒したという点で有意味であるが、それは「歴史的に過渡的な状態」であって、普遍的で有機的な国家秩序（保守革命）へ、さらに「すべての民族の聖性」に基づくキリスト

教的ヨーロッパ新秩序へと導かれなければならぬ、というものである。この演説原稿は、ゲッベルス宣伝相の介入にもかかわらず、プレスによって国内外に報道され一定の反響を呼んだ。しかしこうした反ナチ活動の結果、ヒトラーの決断によって突撃隊幹部や保守的反対派が肅清されるなかで、ユングもまた40年の生涯を終えることになった。

最後に著者は、こうしたユングの思想と行動について、それが「保守的市民的反対派によるヒトラー権力掌握後最初の抵抗」であり、「後の抵抗運動の精神と立脚点を凝縮的に先取りしたもの」という評価を与えていた。

IV

さて本書の第Ⅱ部には、大統領内閣の幾度かの国家非常事態計画をナチ体制への序曲としてではなく、「同時代の限定条件と政治史的な文脈に即した分析」によって、「再立憲主義化」、「委任独裁」として評価しようという企図も含まれている。この論点は、論者による強調点の違いはある、この計画に係わりを持ったシュミットの研究では以前から主張されていたものもある。

いつ誰のプランなら「再立憲主義化」といえるのかという点は微細に検討を必するが、ここではさまざまなプランについて検討が加えられており、教えられるところが多かった。評者は大統領内閣の非常事態計画が総じてナチ政権の地ならしで、ネガティブな意義しかないなどとは思わない。しかし同時に、その意図がどうであれ、どのプランを考えても、G. マン（『19、20世紀のドイツ史』）がいうように、結局この時点での反ナチ・クーデターに事態を混乱させるという以上のことができるたとは思えない。歴史にifということが言えるなら、ユングも一度は考えたとされるヒトラーの暗殺だけが歴史を変えたであろう。その最大の原因是、反ナチ派の保守政治家たちが（ユングと同様）ナチズムを過小評価し、慢心と相互不信に囚われ自滅していくからである（それは、ヒトラーがそうした小人物と異なり、政治指導者として卓越した（悪魔的な）資質を持っていたとい

うことだと言い換えてよい）。

本書の意義は、E. J. ユングの思想と行動の全貌を発掘し、保守革命（青年保守）思想全体の解明に大きく寄与したことである。保守革命思想がモーラーの意図するほど広く深いものであるかどうかは問題であるが、その研究は日本では、従来とくにシュミットとの連関で注目を集めてきた。本書の出現によって、今後そうした偏重は修正されていくことになるであろう。

最後に青年保守派と本書の現代的意義について一言。J. ハーバーマスはドイツ再統一後の保守勢力のなかで、青年保守派が復権していることに危惧を表明している（「近代－未完のプロジェクト」）。そうであるとすれば、ナチへの協力によって信用を失墜したドイツ保守主義にとって、青年保守派の代表的論客ユングは、その思想と行動の比類なき純粹性によって、1944年7月20日のヒトラー暗殺計画以上に歴史的自己正当化の拠り所ともなりうるであろう。しかし本書を読んだわれわれは、青年保守派を担ごうとする今日のイデオローグたちがユングに注目したとしても、その思想のどの局面を継承しているのかを正確に見定めることができるであろう。

現代フランスにおける政治哲学

—宇野重規『政治哲学へ』（東京大学出版会、二〇〇四年）を読む—

大中一彌（日本学術振興会特別研究員）

この書評では、内容要約を主眼とし、末尾にごく短いコメントを添えることとした。

本書は、大別して二部から構成されている。第一部 現代フランス政治哲学の位置づけでは、現代フランス政治哲学という対象に関する著者の立場と一般的見通しが述べられる。第二部 諸概念の検討では、デモクラシー、権力、人権と市民権、国制、共和主義と自由主義といった各論をめぐり、現代フランスにおける政治哲学の諸潮流が行き得る貢献が示される。そして結びでは、上述のような内容を持つ現代フランス政治哲学が、日本の学界や社会の現状に照らし持ち得る意義が語られる。

第一部第一章 現代世界の中のフランス政治哲学では、冒頭で二〇世紀最後の四半世紀の知的政治的状況を、政治への幻滅と無関心、そしてそれを補うかの如き私的領域と個人の強調、倫理学の復活（ロールズ、ハーバーマス、マッキンタイヤ）によって特徴づける。そしてこのような時代において知的優位を確立したのはアメリカの自由主義的政治文化であるとし、このような知的傾向とは異なる、ないしは対抗的な潮流として現代フランス政治哲学が提示される。続いて、このような対抗的潮流を産み出した一九世紀以降のフランスに特有の環境として（マルクス主義に限定されない）社会主義の影響力、社会学・人類学と政治哲学の密接な関係（トクヴィル、レイモン・アロン）、人民の自律autonomieの理念の重要性、の三点が指摘される。

第一部第二章 政治哲学復活への道のりでは大革命以来のフランスにおける政治哲学の歴史が概観される。大革命のもたらした断絶は、一九世紀前半のフランスで多様な政治哲学を開花させた。七月革命、二月革命を始めとする政治的変動は、直接の影響だけでなく知的パラダイムの変更・伝播をもたらした（カール・マルクス『ルイ・ボ

ナパルトのブリュメール一八日』がその例として引用される）。しかし一九世紀後半から二〇世紀前半にかけて政治哲学は表舞台から退く。この退潮の理由として、デモクラシーの原理の正当性獲得、実証主義の台頭、マルクス主義・ナショナリズム・全体主義の理論と現実が挙げられる。しかし盛んな翻訳紹介を通じ英米圏との隔たりも次第に埋められつつあること、また左右対立の相対化が進んだことから、政治哲学の知的フィールドとしての復活が今日フランスにおいて進みつつある。そのような発展を準備した冷戦期の知的潮流として①レイモン・アロン、②ルイ・アルチュセル、③『社会主義か野蛮か』グループ（カストリアディス、ルフォール）が例示される。それ以外にも「六八年の思想」としてドゥルーズ、デリダ、フーコー、フランス革命研究におけるフランソワ・フェレ（「フェレの銀河」）が参照される。最後に、上述の諸前提を踏まえ、今日のフランス政治哲学の再活性化の立役者たちを以下の三グループに著者は分類する。すなわち、①左翼的系譜を継ぐ政治学者（バリバール、ナンシー、ネグリ）、②ソルボンヌ系哲学教師（リュック・フェリー、アラン・ルノー）、③社会科学高等研究院（EHESS）に拠るグループ（「レイモン・アロン政治研究センター」：ピエール・ロザンヴァロン、マルセル・ゴーシエ、ピエール・マナン）の三グループである。

第二部第三章 「政治」から「政治的なるもの」へでは政治哲学が政治学全体の中でもつ地位を確定すべく、政治の概念そのものが検討される。その際著者は政治概念を「政治（ラ・ポリティック la politique）」、「政治的なるもの（ル・ポリティック le politique）」、「《政治》（《ラ・ポリティック》）」の三種に分ける。第一の政治概念（ラ・ポリティック）は、アリストテレス『政治学』を典型とし全体性としてのポリスを前提とす

る。それに対し第二の「政治的なるもの」は、近代において全体社会の一領域と化した政治と、そこから抜け落ちるものとの関係性を対象とする。この第二の政治概念（ル・ポリティック）についてはマキアヴェリ論、民主主義論で知られるクロード・ルフォールの議論が主に参照される。第三の二重カッコつきの《政治》（《ラ・ポリティック》）では、古代ギリシア人による既存の社会秩序（制度）の不断の問い合わせ改めて取り上げられる。従って第一の政治概念への一種の回帰を思わせるが、他方《政治》はポストモダン（ナンシー、ラクー＝ラバルト、デリダ）における西欧の伝統的形而上学の根本的な再解釈を一旦経過してもいる。《政治》は、第二の「政治的なるもの」をさらに自覺的に問題化することで、第一の「政治」概念が有していた包括性・全体性という特徴を、古代ギリシアとは別の形で政治に関する言説に回復せんとするものなのであろうか。

第二部第四章 歴史の中のデモクラシーでは、前述の分類なら③『社会主義か野蛮か』グループに属すると目される、カストリアディス、ルフォール、ゴーシュと続く民主主義論が紹介される。まずカストリアディスによれば、ある社会が自律としての《政治》を獲得し、かつそれを法として定めるようになったとき、民主主義が誕生する。カストリアディスにとってデモクラシーは古代ギリシアと近代西欧社会による貴重な創造物である。他方カストリアディスは民主主義の病として、ヒュブリス（傲慢）と社会の自己への問い合わせの契機（「自己との幸福な一体化には回帰できない」82頁）の二つを指摘する。カストリアディス以降のデモクラシー論はむしろその内なる脆弱性の反省へ向かう。ルフォールは、君主制の社会とは異なりデモクラシーは超越的な基礎付けを欠くとする。現実のデモクラシーの社会はつねに分裂に曝されており、全体主義はこの分裂を否定し「権力の場」の空虚を「一なる人民」の表象によって埋めようとする試みである。ゴーシュに至ると、民主主義の問題は「自己」という問題系を経由する。彼によれば、近代の人間主体は神の他者性を内面化することにより成立をみる。フランス革命によ

る抽象的個人の解放は、自律する社会を到来させるが、このことは古典的な主体の純粋な自己同一性の崩壊をもたらす。フーコーにおける理性による狂気の排除・封じ込めという説に、ゴーシュは狂気と同じ平面に置かれた理性の不安という説を対置する。この理性観と、ゴーシュにおける社会的分裂の調停者としての国家という像は無縁ではなかろう。国家は、分裂（政治的対立）の永続を保障することで、自分自身と距離を取る自己としての（「自己を反省」する）社会の統一性をかえって保障する（「初期の理想〔分離の否定〕を否定することでデモクラシーはよく実現された」）。

第二部第五章 内向する権力論では、前段のゴーシュの議論（「自己」）を受け、フーコー、ドゥルーズ（=ガタリ）、アガンベン、ネグリらの権力論・自由論が吟味される。フーコーについては『監獄の誕生』における規律権力から晩年『性の歴史』における生－権力論への移行が説かれる。続いて国家統治における君主の鏡～国家理性論～自由主義という展開を、統治性gouvernementalitéの一貫した展開とするフーコーの分析の視点にも議論が及ぶ。最後にこうしたミクロな権力論からフーコーの自由論の独自性として、権力関係と自由（抵抗の契機）が相互に内在的関係にあること、またその省察は「自己への配慮」の主題系を含むものだったことも指摘される。ドゥルーズについては『アンチ・オイディップス』における脱コード化後の「公理系」（エディップス家族）に基づいた資本主義社会の成立、それに対する処方箋としての“スキゾ”の肯定が取り上げられる。アガンベンについては『ホモ・サケル』におけるビオス（社会的な生）とゾーエ（生物学的な生）の区別と、その生－権力論との節合（近代権力はゾーエを対象とし、古代政治はビオスを対象とする）が特筆される。ネグリについては、マイケル・ハートとの共著にして九・一一を“予言”した『帝国』における、「拡大する共和国」としてのアメリカ像、ポストモダンの権力として（差異を肯定する）生－権力の世界的展開などが、新たな人種主義（文化的差異に基づく人種主義）といった喫緊の

課題との関連で強調される。

第二部第六章 人権と市民権の間では、フランス革命時の『人間および市民の権利の宣言（人権宣言）』における人権概念の抽象性に対する保守思想家（エドモンド・バーク、ジョゼフ・ド・メーストル）の疑義から説き起こし、ナショナルなものに必ずしも拘束されない革命期人権概念の画期性が指摘される。続いてアレント『全体主義の起源』における無国籍者の問題を通じた市民ならざる人間にに対する権利の実際上の剥奪（「人権と市民権の間」という本章標題が指すところである）、マルクス『ユダヤ人問題』におけるシトワイアン（天上）／ブルジョア（地上）の分離といった観点が回顧される。現代フランス政治哲学の枠では、ルフォール、ゴーシュ、バリバールが取上げられる。ルフォールについては『政治の創設』（1981年）所収の論文「人権と政治」が、西欧マルクス主義者として初めて、人権の積極的評価を行ったものであるとの位置づけがなされる。「言論の自由の中に、人と人がコミュニケーションによって、狭い自己を越えてつながりを形成するという可能性があることを、マルクスは見落としていたのではないか。ルフォールは、マルクスとは正反対に、人権の中にむしろ人と人とをつなぐ権利を見出そうとする」（『政治哲学へ』134頁）。ところがルフォールの弟子ゴーシュは、論文「人権は政治(*la politique*)ではない」（1980年）に示される、若きマルクスの批判とどこか似た響きを持つ議論を展開する。「ゴーシュの考えるところ、人権の言説が公的な舞台に現れた真の理由は、一九世紀以来の〔「伝統」（保守主義）、「進歩」（自由主義）、「革命」（社会主義）を三本柱とする～大中】政治的・社会的言説の失効による認識的・規範的な空洞を埋めるためであった」（137頁）。愛に基づいた共同性の教えから個人的信念の差異の指標へと頽落した宗教を批判する若きマルクスと、「市場」以外に未来へ向けた社会的連帯のための視座をもたぬ「人権のデモクラシー」を批判するゴーシュに、著者はある種の平行関係を見出す。本章でこの三人のうち最後に登場するバリバールは、こうした人権の政治がもつアポリア的側面の（前二者

とは）別様の解決をもたらすものとして行論中に導入される。バリバールについては*Les frontières de la démocratie* (1992)所収の論文「『人権』と『市民権』～平等と自由に関する近代の弁証法」(1990年)における人間と市民の同一視が、この主題に関する彼独自の議論の出発点として捉えられている。この論文でバリバールは、人間＝市民であることを強く訴える〔「もう一度『人権宣言』を読んで見て下さい。そうしたら『人権』と『市民権』の間には実際のところどんな開きも、どんな内容上の相違も存在しないことがおわかりになるでしょう」(*Les frontières...*, p.131)〕。しかしそれは市民という地位(statut)がなければ人間とみなさないということではない。全く逆に、南北間格差の下で地位（国籍）に付随する（中世封建制におけるが如き）特權と化した近代人権の現状を批判し、それが当初もっていた（ナショナルなものに必ずしも拘束されない）普遍性を解放のための潜勢力として活かそうとする。「バリバールにとって [...] 市民権とは、人間の公共空間を拡大するための集団的実践そのものなのである」（『政治哲学へ』142頁）。著者はこうしたバリバールの普遍性への志向を、カント的な統制的原理の役割を果たすものと位置付けている（同150頁）。本章ではまた、ルフォール、ゴーシュ、バリバールの三名以外に、アロンの娘でもある社会学者ドミニク・シュナペールが、市民権と共和制（国制）の問題の橋渡し役として言及される。歴史的に言って市民権には古代ギリシア型（出生に基づく）、ローマ型（被征服地の市民にも開かれ得る）、近代型（カント的自律）の三種がある。革命によって生まれたフランス共和主義はこうした遺産を受け継ぐものであるが、それゆえに二つの困難を抱えることにもなる。すなわち、歐州統合の問題（民主主義的自治・自律の単位は - 暗黙裡に“ナショナル”な公共空間としての - 共和国であるとの考え方）、多文化主義（イスラム教徒女子学生のスカーフ問題などにおける「差異への権利」の抑圧）がそれである。シュナペールは後者の問題については「寛容な共和主義」「相対的な相対主義」を提唱し、前者の問題についてはハーバーマ

スとは異なり一つの「ヨーロッパの人民」なるものの存在に懐疑的である。

第二部第七章 新しい国制論では、ギリシア語のポリティア以来、広い意味での国制論は政治哲学における中心課題のひとつであったとされる。但しこでの国制論は近代語で云う「国家」学に留まらぬ、理想の政治社会のあり方を人間の魂との関連で捉える古典哲学におけるポリティア論のあり方を念頭に置く。他方、狭い意味での国制論は類型論と不可分である。すなわち王政・貴族政・民主政、都市国家・帝国・国民国家、といった類型がそれである。ところで著者は国制論が今日再活性化しつつあると見ている。政治哲学プロパーでは、ルフォールにおける「自由な国制」と「專制」が持つ区別の重要性、またレオ・シュトラウスにおける体制(regime)としてのポリティア理解、また体制の判断規準としての人間の魂の問題の強調が参考される。事実問題のレベルでは、流行語である「帝国」に集約される国民国家の「終焉」という問い合わせられる。この問い合わせに答えるべく国民国家の「起源」という問題が、ゴーシュ、マナンの国民国家論を通じ吟味される。ゴーシュに関しては「ナショナルな（絶対）王政」の観念の成立によって、キリスト教やローマの普遍主義と今日のナショナルなデモクラシーが媒介されていると指摘される。アロンの弟子たるピエール・マナンに関しては、ヨーロッパ史の鍵が「神学=政治学問題」にあること、そして古代において都市国家間の戦争から帝国による平和（パックス・ロマーナ）が確立された先例から、今日においても帝国設立の可能性が捨てきれないとの論点が導かれる。さてネグリ=ハートが説く二一世紀の帝国は内部のハイブリッドな構成とネットワーク状の権力により国民国家の枠を越えていく。彼らが掲げるマルチテュードの構成的権力としての側面は、国民国家の成熟により封じ込められていたが、グローバル化により再度「国制」の変革に何らかの役割を果たす可能性がある。しかし「『帝国』における政治的主体の問題はまったくこれから検討課題である」（『政治哲学へ』172頁）。

第二部第八章 共和主義と自由主義では、英米圏とフランスにおける共和主義理解のズレから議論が開始される。まず英米圏について、J・G・A・ポーコックとクエンティン・スキナーの議論が取り上げられる。ルネサンス期イタリアの政治思想研究に焦点をあてるこの両者は、「道具主義的」共和主義理解、「人間論的」共和主義理解（いずれもA・ルノーによる評価）という差異を孕みつつも、支配的思潮としての自由主義に対する「戦略的武器」（198頁）という観点から共和主義を重視している。他方フランスでは事態は逆であり、共和主義は第三共和制以降永らく「体制の公式哲学」（189頁）であった。一九世紀前半のコンスタンやトクヴィルのような固有の自由主義的伝統は、左の社会主義=共和主義連合、右の保守主義=反動勢力連合の間で次第に埋没していった。しかし一九八〇年代以降、レイモン・アロン政治研究センターに結集する理論家たちが「ネオ・トクヴィリアン」「市民社会論者」「デモクラシー派」として、フランス政治哲学の伝統に欠けた視点をもたらすこととなった。すなわち共和国のうちに分離と差異化の仕組みを作り出す必要を彼らは説いたのである。他方共和主義の側でも革新が起きた。この革新には二種あり、伝統的かつ素朴な（つまり…反アングロ・サクソン的な）ナショナリズムの傾向が強いレジス・ドゥブレ、ブランディース・クリージェル、アラン・フィンケルクロートらと、よりリベラルなリュック・フェリー、D・シュナペール、アラン・ルノーらがいる。特にフェリーとルノーは英米系の議論にも通じており、そのことは両者が構想する三種の共和主義的自由主義（①ルソー型の道徳的共和主義、②ティラーやウォルツァーに範を取る文化的な共和主義的自由主義、③トクヴィル型の政治的な共和主義的自由主義）の内容にも見て取られる（フェリーとルノーは③を支持）。

以上が本書主要部の要約である。以下では「序」などのここまでに取り上げられなかった箇所の内容を紹介しながら、二点ほど短いコメントを述べ、拙文を閉じることしたい。

本書の第一の特徴は、政治哲学という学問分野

についての分析が、政治学一般に対するその位置取りという「政治学者」の関心からなされる点にある。実際、政治学の一部門としての政治哲学という、私たちが慣れ親しんできた前提が自明でなくなっている現状にあって、この点に自覚的に取り組むことがあります必要となってきているようと思われる〔比較対象として、最近刊行された以下の著作が参考となろう。三浦信孝編『来るべき〈民主主義〉 反グローバリズムの政治哲学』（藤原書店、二〇〇三年）〕。その際、異なるナショナリティによって分類される現代政治哲学の諸潮流、及び隣接分野（文学・哲学・社会学・歴史など）における研究と同時に切り結ぶ本書は、こうした学問上の「他者性」とどのように私たちが向かい合っていくべきかという課題について、貴重な示唆を多く含んでいる。

第二の特徴としては、本書が、西洋学界における最新トレンドのサーヴェイという域（その目的も十分に果たされている）を超えて、言語学的な意味での遂行的な意味合いを有しているという点が挙げられる。政治と哲学の関係をめぐる筆者の複雑な、しかし深い「思い」が語られる「あとがき」に加え、「はしがき」では「現代フランス政治哲学は、私たちのものの見方、私たち自身のあり方を、どのように変えてくれるのだろうか」(ii 頁) という直截な問い合わせが投げかけられる。私見では、前もって想定されたディシプリンの同一性に、非専門家=読者たる他者を導こうとする、ある種の文体に特有の一人称複数形の役割を超えて、この問い合わせの一文は、書き手=研究者たる「私たち」自身を、他ならぬディシプリンの同一性の揺らぎに向かって、送り出してもいるように思われる。

（本稿は、早稲田大学現代政治経済研究所、21世紀COE「開かれた政治経済制度の構築」および科研費研究課題「トクヴィルとデモクラシーの二つのモデル～米仏政治文化の比較思想史的研究」との共催で行われた、第180回政治思想研究会での報告に修正を加えたものである。討論にお答え頂いた東京大学社会科学研究所の宇野重規先

生、またこの討論の機会を与えて下さり、かつ貴重なコメントを頂いた早稲田大学の飯島昇蔵、松本礼二、齋藤純一、谷澤正嗣の各先生方に、この場をお借りして改めて深く御礼申し上げる次第です)。

第3回日韓共同学術会議に参加して

米 原 謙（大阪大学）

第3回日韓共同学術会議は「西洋政治思想に対する20世紀日本と韓国の対応」というテーマで、2004年7月19、20日の2日間、ソウルの梨花女子大学校LGコンベンションホールで開催された。韓国では前日に梅雨明け宣言が出されたとのことだったが、両日ともどんより曇った蒸し暑い日だった（もっとも同じ頃、東京では観測史上の最高気温を記録したことだった）。こうした天候のせいか出席者の出足が悪く、第1日目は開始予定時間を30分ほど遅らせて、14時近くに始まった。まず韓国政治思想学会会長の張東震氏、続いて日本側を代表して加藤節氏（前代表理事）が簡単な挨拶をおこなった後、第1会議が始まった。以下、各セッションの報告内容を、わたしが理解したかぎりでごく簡単に紹介する。なお同時通訳を介していることや、わたしの知識の不足から不正確な面があるかもしれない。その場合はご寛恕をお願いしたい。

第1会議 自由主義（司会 崔相龍（高麗大））

報告：洪性敏（東亜大）「自由主義の文化論的
理解——後期フーコーの自由主義思想」
討論：金鳳珍（北九州市立大）

洪性敏の報告は、現代韓国政治における資本と労働の激しい対立とノ・ムヒョン政権の危機というふたつの問題を視野に入れながら、自由主義が韓国政治にいかに貢献し得るかを提起したものである。洪はここで後期フーコーが提示した Gouvernementalité、politique de police、Bio-politiqueなどの概念が有効であると主張した。

報告：本田逸夫（九州工業大）「丸山眞男の自由主義論」

討論：金錫根（延世大）

本田逸夫の報告は、丸山眞男における自由主義を、丸山の恩師にあたる南原繁がおこなった自由主義批判との関わりで解釈したものだった。すな

わち南原との対話のなかで、南原が説いた超越的価値の重要性を認めることで、戦後の丸山の思想活動が始まったと主張した。具体的には歴史的相対主義への批判、主体の追求、普遍主義などは、いずれもこうした南原の政治哲学の根幹をなす理念との対話にもとづいているという。

第2会議 民主主義（司会 李鍊殷（国民大））

報告：金東洙（統一部、統一教育院）「民主主義と民族主義の連係——民族共同体形成のための規範的接近」

討論：加藤節（成蹊大）

金東洙の報告は、韓国と北朝鮮との国家統一を実践的な課題として設定したうえで、その基本枠組を民主主義と民族主義の関連のなかにもとめたものである。金は、平和的統一を軟着陸させるために、歴史的な民族的アイデンティティの確認と対話をつうじた差異の克服を唱えた。

報告：寺島俊穂（関西大）「戦後日本の民主主

義思想——市民政治理論の受容と展開」

討論：徐裕卿（慶熙Cyber大）

寺島俊穂は、丸山眞男、久野収、松下圭一の三人にスポット・ライトをあてて、20世紀後半の日本における市民政治理論を紹介した。具体的には、丸山における「永久革命としての民主主義」、久野収における市民的抵抗と平和論、松下における大衆社会論と市民参加の理論などである。

第3会議 社会主義（司会 崔丁云（ソウル大））

報告：崔致遠（高麗大、東亜細亞教育研究団）「Hic-Rhodus-hic-salutus——韓国と社会主義的近代性」

討論：出原政雄（同志社大）

崔致遠は韓国と北朝鮮における社会主義の異常なありかたについて考察した。それは韓国における社会主義のまっつき欠如（あるいは反共）、北

朝鮮における体制思想としての社会主义という対照である。崔は西欧における社会主义を「近代性」の表現とみて、韓国と北朝鮮における儒教と社会主义の結合（韓国では反共と、北朝鮮では主体思想と）のなかに近代性の欠如を指摘した。

報告：米原謙（大阪大）「日本型社会民主主義の思想——その展開と挫折」

討論：河宗根（東亜大）

米原謙は、日本社会党の左派理論の中心だった労農派マルクス主義者・山川均と、その後を継いだ向坂逸郎の思想について述べた。そして山川の理論が先進国の社会主义理論として適合性をもっていたのに、なぜ社会党が西欧式社会民主主義政党への転換に失敗したかについて報告した。

第4会議 民族主義（司会 梁承兌（梨花女子大））

報告：郭峻赫（高麗大、亜細亜問題研究所）
「春園・李光洙と民族主義」

討論：李静和（成蹊大）

郭峻赫の報告は、李光洙の親日的民族主義がもつ含意を分析することで、韓国政治におけるきわめて現代的なテーマに迫ったものだった。郭は、李光洙が親日派に転向していく原因として、植民地支配という外的要因より、李の文化的民族主義に内在する要因を重視する。そしてニーチェをモメンツとする「文明を通した支配」という理念が、李の転向の契機だったと結論した（なお郭峻赫の報告原稿は、加筆のうえ、『政治思想研究』第5号に掲載される予定である）。

報告：加藤節「カント・フィヒテ・南原繁——近代日本における民族主義論の三位相」

討論：朴義卿（監理教神学大学校）

加藤節は南原繁の政治哲学の展開とその民族主義論について論じた。それによれば、南原はまずカント、フィヒテと格闘することから、その共同体論を発展させ、自由な人格が各自の文化価値を生きることのできる政治共同体を理想とした。そしてこうした理想を根拠にして、ナチス・ドイツや天皇制下の「暗い憐れな愛国主義」を批判したと述べた。

第5会議 国際秩序観（司会 金栄作（国民大））

報告：金顯哲（高麗大、平和研究所）「20世紀初の朝鮮知識人の国際秩序観——日露戦争と第一次世界大戦期における戦争と和平に対する認識を中心に」

討論：金鳳珍

金顯哲は、20世紀初頭の韓国における新聞雑誌にあらわれた多様な国際秩序観を、現実主義と理想主義の交錯という視点から報告した。当時の韓国では、西歐的国際秩序への編入が不可避とみられていたが、国際関係の現実については、人種間の闘争、弱肉強食、民族主義の時代など見方があった。そして信頼できるのは力のみという観点が支配的になって、日本の統治に対する武力闘争に展開していったという。

報告：川田稔（名古屋大）「戦間期政党政治の国際秩序観——山縣有朋・原敬・浜口雄幸」

討論：金永寿（国民大、日本学研究所）

川田稔の報告は、両大戦間の三人の政治家の国際秩序観を、とくに中国政策との関わりで検討したものである。それによれば、山縣有朋に代表される伝統的な藩閥外交政策を転換したのは原敬で、原は中国に対する内政不干渉政策をとって対英米協調外交を推進した。さらに浜口内閣は、いわゆる幣原外交を展開して、非軍事的な市場拡大をめざす対中国政策をおこなったと論じた。

全体をつうじての感想を述べておこう。まず何より、日韓の報告者の問題意識のずれが大きかった。討論については、日韓のディスカッションが、それぞれ相手側の報告に対して意見を述べる形をとったが、報告者も討論者もともに隔靴搔痒の思いがあったのではないだろうか。フロアからの質問も、日本側の報告には日本人からの質問、韓国側の報告には韓国人の質問が集中する傾向があった。その点で、日本側の討論者として金鳳珍、李静和の両氏が出席したのは、日韓の問題意識のずれを架橋する点で非常に有益だったと思う。

準備段階でのハブニングについても一言しておく。今回の大会のオーガナイザー（連絡係）は、

韓国側が朴鴻圭氏（高麗大学）、日本側がわたし
だったが、開催を1か月後に控えた段階で、日程
について両者の認識に1週間のずれがあることが
判明した。このため韓国側では、急遽、日程を日
本側の認識に合わせて1週間早めた。宿舎や会場
なども変更することになり、たいへんご迷惑を
おかけした。しかし韓国側の準備は万全で、日韓
両国語による分厚い報告集も事前に用意されてい
た。韓国政治思想学会の関係者の本大会にかける
情熱とご尽力に深い敬意と感謝の意を表明した
い。

2004年度第2回理事会議事録

2004年10月3日 札幌大学

出席者：飯田泰三、小野紀明、川崎修、川田稔、
権左武志、杉田敦、関口正司、千葉眞、
萩原能久、藤原孝、松本礼二、
宮村治雄、柳父國近、山田央子、
米原謙、渡辺浩、堀田新五郎（事務局）

1) 各委員会からの報告

企画委員会より、本年度の研究会開催費は従来の25万円から40万円へ増額されたが、25万円で収まった旨の報告があった。ただ、今後とも研究会開催費は40万円とすることが確認された。企画委員の松本理事から、来年度の研究会は5月28、29の両日に日本大学法学部で、「近代日本における西洋政治思想研究」（案）を統一テーマとして開催する旨の報告があった。また、会員以外の方に報告を依頼する場合、交通費等について検討すべきとの提案がなされた。自由論題は、報告者の数によっては3部屋の確保が必要との見解が示された。さらに川崎委員から、IPSAと連携する再来年度を目指し、現在13～14件の企画を準備中との報告があった。同時に、若手会員の報告機会として、自由論題は再来年度も設ける旨が確認された。またこれと関連し、IPSA会場に近い九州大学の関口理事を企画委員に入れるべきとの提案がなされ、審議の結果、次年度から藤原理事と交代する形で関口理事が企画委員に加わることが承認された。

編集委員会に関しては、まず小野代表理事より千葉理事に代わり新たに松本理事が編集委員に加わることが提議され承認された（松本理事は企画委員と兼任）。また、主任の米原理事から、「政治思想研究」の「投稿規程」（「論文公募のお知らせ」）第3条の変更に関する報告があった。従来は、応募の意思表示として、「論文の題目と内容の要旨」を編集委員会宛に送付することが望ましいとされていたが、「内容の要旨」は不要とし、「題目」を

編集委員会宛に電子メール（または葉書）で送付することが望ましいとされた。また、投稿の際に添付する「応募用紙」と「フロッピーデータ内容連絡表」は、学会のホームページからもダウンロード可能である旨明記されることとなった。第5号については、公募論文に関する審議を現在継続中であるとの報告があった。また、投稿論文の「審査基準」について質問がなされた。小野代表理事から、これまで明文化された基準はないとの説明があり、米原理事からは、文章化は困難であろうとの見解が示された。投稿者が若手である点を考慮するとともに、学会誌としてのクオリティを保つべきことが確認された。ニュースレターについては、担当の斎藤理事が欠席のため、代わって小野代表理事より次号の内容について報告がなされた。

2) 国際交流委員会設置の件

小野代表理事より、渉外関係の事柄について審議する委員会の設置が望ましいとの提案がなされた。審議の結果、国際交流委員会の設置が承認され、今後はCSPTとの交渉を含め、本委員会が担当することになった。委員には飯田、川崎、関口、千葉、松本、米原の各理事が選出され、委員長は松本理事、任期は2年ということが確認された。

3) 「日本学会事務センター」の件

小野代表理事および事務局から、「日本学会事務センター」（以下「センター」）について、8月17日の破産から現在に至るまでの経過が説明され、「センター」に対する政治思想学会の債権が、金614,914円である旨の報告がなされた。理事会としては、被害諸学会と連携しつつ、この債権をあくまでも請求していくことが確認された。

次に、これまで「センター」が代替していた事務作業に関する審議が行われた。各理事からは、「専従員をアルバイト雇用し、当面は事務局で行

う」という見解も示されたものの、審議の結果、「定型業務については委託すべきであり、安全性を十分顧慮しつつ、すみやかに委託先を探す」という結論に至った。新たに委託する会社の選定は代表理事に一任されたが、その際に、学会名義以外の口座を開設しない、一定期間ごとに業務チェックを行うなど、安全性・信頼性を判断機軸とすることが確認された。

また、会員各位には、これまでの経緯を文書で説明する旨が確認された。

4) 名簿更新の件

事務作業を委託する会社の決定にともない、名簿更新について依頼することが確認された。

5) 新入会員承認の件

次の12名の入会が認められた。

愛甲雄一、石田徹、稻永祐介、遠藤雅己、金山準、清滝仁志、

佐藤貴史、中島哲也、魯炳浩、松尾哲也、山崎望、李建華

6) その他

日韓学術交流担当の米原理事から、今年度の第3回日韓政治思想学会共同学術会議の結果、および来年度の予定について報告がなされた。従来は7月に開催されていたものの、気候条件等を考慮し、来年度は5月14、15両日に京都大学で行うこと、テーマは「日韓における文化と政治——伝統・近代・ポストモダン」とする旨の報告がなされた。また、開催費について国際交流基金に申請しているものの、結果が出るのは4月であり、不採用となった場合の対処については、新設された国際交流委員会で検討することが確認された。

松本理事から、「2005年トクヴィル生誕200周年記念シンポジウム」に関する説明があり、政治思想学会の「協賛」について提案がなされ、承認された。

小野代表理事より、ホームページのリンクに関して日本学術会議より依頼があり、了承した旨の報告がなされた。

渡辺理事より、再来年度IPSAについて、物理的条件から政治思想学会に割り当てられているのは12企画であり、来年3月が申し込み期限であるとの説明がなされた。

以上

2005年度政治思想学会研究会プログラム(予定)

期　　日 2005年5月28日(土)、29日(日)
 会　　場 日本大学法学部
 統一テーマ 「近代日本における西洋政治思想史
 研究」

[I] (5月28日午前)

「ウエーバー(研究)と近代日本」
 報告：野口雅弘(早稲田大学非常勤講師)
 W・シュベントカー(大阪大学)
 討論：杉山光信(明治大学)
 司会：柳父匂近(東北大学)

[II] (5月28日午後)

「イギリス政治思想と日本」
 報告：関谷昇(千葉大学)
 坂本達哉(慶應大学)
 討論：苅部直(東京大学)
 司会：半澤孝磨(和洋女子大学)

[III] (5月29日午前)「自由論題」

(A) 報告：萩原稔
 「北一輝の革命論——中国革命の影響を手がかりに」
 石川公彌子
 「<道念>の政治思想——折口信夫における<批判>の方法」
 司会：小原薰(國學院大學)
 (B) 報告：松元雅和
 「ウォルツァー<複合的平等論>の再検討——多元主義とシティズンシップの社会哲学構想を巡って」
 森 達也
 「アイザイア・バーリングが捉える自由の理念——現代リベラリズム論におけるその位置づけをめぐって」
 松尾哲也
 「レオ・シュトラウスの政治理解の

特徴とその意義——カール・シュミット批判から古代ギリシャ哲学へ」

司会：添谷育志(明治学院大学)
 (C) 報告：仁井田崇

「19世紀アメリカにおけるアナーキズム——Lysander SpoonerとBenjamin R. Tuckerをめぐって」
 佐藤高尚
 「アダム・スミスの国際秩序観——国際法論を中心に」

司会：押村高(青山学院大学)

[IV] (5月29日午後)

「政治科学の成立——日本とアメリカ」
 報告：都築勉(信州大学)
 莉田真司(國學院大學)
 討論：田口富久治(立命館大学)
 司会：寺島俊穂(関西大学)

企画担当理事：松本礼二・川崎修
 開催校理事：藤原孝

2004年12月20日発行 発行人 小野 紀明 編集人 斎藤 純一

政治思想学会事務局 〒630-8258 奈良市舟橋町10 奈良県立大学地域創造学部 堀田研究室内

Tel : 0742-22-4978 Fax : 0742-22-4991 E-mail : hotta@narapu.ac.jp

会員業務（退会・会費納入・名簿記載事項変更・会報発送・学会誌発送販売）

(株) アドスリー 〒164-0003 東京都中野区東中野4-27-37

Tel : 03-5925-2840 Fax : 03-5925-2913

学会ホームページ : <http://www.soc.nii.ac.jp/jcspt/>